

[中央公民館展示案内]

1階町民ラウンジで
展示しています。

《書道コーナー》

【掲示期間】 4月に引き続き5月31日まで

殿岡 春草さん (荒砥)
平井 優苑さん (畔藤)
井上 善峰さん (鮎貝)



5月

デマンドタクシー
運行・予約受付カレンダー



日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	⑥	⑦	⑧	9
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	23
㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	30
㉓						

●予約受付日 日曜～金曜日 (丸印の日)

※利用の際は、前日までご予約ください。ただし、当日午後1時以降の便を利用する場合は、当日午前9～11時まで予約すれば利用可能です。

●受付時間 午前9時～午後5時

※通常のタクシーとは異なり、乗り合いタクシーのため出発時間や到着時間に幅が生じます。時間に余裕もってご利用ください。

デマンドタクシー予約センター ☎ 85-0365

3月の「町長交際費」と「町長の主な動静」

問 総務課総務係 ☎85-6120

●町長交際費

支出日	区分	支出額	内 容
3月16日	香典	20,000円	元町議会議長弔慰金
3月25日	献花	20,000円	元町議会議長弔慰生花

支出日	区分	支出額	内 容
3月25日	香典	3,000円	職員ご親族弔慰金
	香典	10,000円	元職員弔慰金
	計	53,000円	

●主な動静

月 日	行 事 名
3月1日	白鷹高等専修学校卒業証書授与式
3月2日	第2回感染症対策本部会議
3月5日	議会運営委員会
	第2回白鷹町議会定例会 (初日・本会議)
3月6日	議会運営委員会
	第2回白鷹町議会定例会 (2日目・本会議)
	予算特別委員会 (補正予算)
3月9日	第3回感染症対策本部会議
3月10日	総務厚生常任委員会
3月11日	産業建設常任委員会
	第4回感染症対策本部会議
3月12日	予算特別委員会 (新年度予算)
3月13日	予算特別委員会 (新年度予算)
3月16日	第5回感染症対策本部会議
3月17日	議会運営委員会
	第2回白鷹町議会定例会 (最終日・本会議)

月 日	行 事 名
3月19日	新特養「白光園」安全祈願・法人創設40周年並びに新特養「白光園」建設工事竣工記念式典
3月22日	町誕生65周年記念式典並びに白鷹町まちづくり複合施設全面オープン記念式典
3月23日	第6回感染症対策本部会議
3月24日	区長会連合会総会
3月25日	西置賜行政組合管理者会
	西置賜行政組合議会3月定例会
3月27日	第145回山形鉄道株式会社取締役会
3月28日	白鷹町鮎貝土地区画整理事業竣工記念碑除幕式
3月30日	第7回感染症対策本部会議
	白鷹町産業振興戦略会議
	白鷹朝日大江広域観光推進協議会総会
3月31日	地域おこし協力隊退任あいさつ
	第8回感染症対策本部会議
	退職者辞令交付式
	第9回感染症対策本部会議

春の地域安全運動

【期間】 4月中旬から5月上旬

運動の重点

- ①住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- ②特殊詐欺、悪質商法などの被害防止
- ③自転車・オートバイなど乗り物盗の防止
- ④子ども・女性を対象とした各種犯罪の防止
- ⑤少年非行の防止

春の開花期には、解放的な気分になるとともに、行楽シーズンや入学時期を迎えて少年非行や空き巣などの侵入犯罪の被害が懸念されます。さらに、うそ特殊詐欺や悪質商法事犯、児童生徒に対する声かけ事案も依然として後を絶たない状況にあることから、防犯意識の高揚を図り、各種犯罪の防止に努めましょう。

白鷹町の子どもたちは 地域みんなで育てましょう

◆春のあんしんネット・新学期一斉行動

新学・進級に伴い、新たに自分専用のスマートフォンなどを使い始めた子ども達が、トラブルに巻き込まれたり犯罪被害にあっています！

インターネットとは便利な反面、危険も多いです。必ずフィルタリングを付け、家庭内でのルールを守り、気を付けて使いましょう。

◆4月は、未成年者飲酒防止協調月間です

未成年者の飲酒喫煙は法律で禁止されています。お酒やたばこを販売する際には、身分証などで来店者の年齢確認をお願いします。

地域ぐるみで登下校の 子どもたちを守りましょう

白鷹町防犯協会は、各地区コミュニティセンターの車を防犯パトロール車に登録して、青色回転灯を点灯した「コミセン青パト」で、下校時間帯に防犯パトロールを行ない、子ども達の安全を見守っています。

—令和2年度— 交通安全 “よく見て 確認 ゆとり行動” 県民運動

【期間】 令和2年4月1日から1年間

運動の重点

- ①運転者の基本ルール遵守徹底
- ②高齢者と子どもの交通事故防止
- ③飲酒運転の撲滅
- ④自転車利用時の交通事故防止

県民一人ひとりが、もっとも基本的な「交通ルールの遵守」を再確認し交通マナーを向上させ、交通事故を防止して安全で安心して暮らせる交通社会を目指しましょう。



歩行者の方は・・・

車が来る方を見て、
手をあげて運転者に合図！

運転手の方は・・・



一時停止後、手で横断を促そう！